

装装保第 1 7 5 7 5 号
令和 2 年 1 2 月 2 3 日
一部改正 装装保第 1 1 8 2 2 号
令和 5 年 6 月 3 0 日
一部改正 装装保第 5 6 9 6 号
令和 6 年 3 月 2 9 日

長 官 官 房 会 計 官
調 達 事 業 部 長
施 設 等 機 関 の 長
北 海 道 防 衛 局 調 達 部 長
北 関 東 防 衛 局 装 備 部 長
南 関 東 防 衛 局 調 達 部 長
近 畿 中 部 防 衛 局 調 達 部 長
中 国 四 国 防 衛 局 調 達 部 長
沖 縄 防 衛 局 調 達 部 長
東 海 防 衛 支 局 長
長 崎 防 衛 支 局 長
郡 山 防 衛 事 務 所 長
宇 都 宮 防 衛 事 務 所 長
舞 鶴 防 衛 事 務 所 長
岐 阜 防 衛 事 務 所 長
玉 野 防 衛 事 務 所 長

殿

装備政策部長
(公印省略)

防衛装備庁における委託先が輸入する秘密等物件の受領等
実施要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、契約相手方又は下請負者が輸入する特別防衛秘密物件の受領及び引渡し要領について（装装制第 4 1 2 0 号。2 8 . 3 . 2 3）は廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：調達管理部調達企画課長

防衛装備庁における委託先が輸入する秘密等物件の受領等実施要領

1 趣旨

この実施要領は、防衛装備庁における委託先が輸入する秘密等物件の受領、引渡し及びこれらに関連する事務について、外国政府との情報保護協定に基づく秘密等の保護を確保するために必要な手続を定めるものである。

2 用語の定義

この実施要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 委託先 防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号。以下「秘庁訓令」という。）第27条及び第28条の規定による委託先、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号。以下「強化法」という。）第27条第1項に規定する契約事業者、防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第25号。以下「特別防秘庁訓令」という。）第24条の規定による委託先及び防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号）第35条の規定により契約を締結した適合事業者であって、秘密等に該当する物件を輸入する契約事業者をいう。
- (2) 秘密 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第2条第1項又は秘庁訓令第2条第1項に規定する秘密をいう。
- (3) 装備品等秘密 強化法第27条第1項に規定する装備品等秘密をいう。
- (4) 特別防衛秘密 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。
- (5) 特定特別防衛秘密 特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）第15条第1項又は特別防秘庁訓令第14条第1項の規定により、防衛大臣又は防衛装備庁長官が特別の保護を要するものとして指定した特別防衛秘密をいう。
- (6) 特定秘密 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。
- (7) 秘密等 秘密、装備品等秘密、特別防衛秘密、特定特別防衛秘密

及び特定秘密をいう。

- (8) 秘密等物件 秘密等に該当する物件をいう。
- (9) 情報保護協定 秘庁訓令第2条第4項に規定する外国政府との間の協定をいう。
- (10) 契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等のうち、防衛装備庁の契約担当官等をいう。
- (11) 契約締結者等 契約担当官等及び装備品等秘密訓令第2条第2号に規定する契約締結者のうち防衛装備庁の全ての契約締結者をいう。

3 申請並びに受領担当官及び送達担当官の指定

- (1) 契約締結者等は、委託先が秘密等物件を輸入しようとする場合は、あらかじめ、その名称、数量、日本への到着時期及び受領場所等を明示して申請させるものとする。
- (2) 契約締結者等は、委託先から前号に規定する申請があった場合は、輸入先となる外国政府の代表機関の職員（以下「外国政府職員」という。）から当該秘密等物件を受領する職員（以下「受領担当官」という。）を別紙様式第1号により指定するとともに、その写しを添えて装備政策部装備保全管理課長に通知するものとする。
- (3) 契約締結者等は、外国政府職員から受領した秘密等物件に瑕疵が発見される等の理由により、当該秘密等物件を返送するために外国政府職員に送達する必要がある場合は、当該送達を担当する職員（以下「送達担当官」という。）を別紙様式第2号により指定するとともに、その写しを添えて装備政策部装備保全管理課長に通知するものとする。
- (4) 前2号の場合において、同一の者を複数の契約の受領担当官及び送達担当官に指定すること、また、同一の者を受領担当官及び送達担当官の両方に指定することを妨げないものとする。
- (5) 契約締結者等は、管下の職員以外の者を受領担当官及び送達担当官に指定しようとするときは、あらかじめ、当該職員が所属する部署の長と相互に調整するものとする。

4 受領、引渡し及び送達

- (1) 前項第2号の規定により指定された受領担当官は、外国政府職員から秘密等物件を受領する場合は、委託先の秘密等取扱者と共に受領場所に赴き、外国企業等が発出する送付状等により受領する秘密等物件を確認の上、外国政府職員からこれを受領するものとする。

- (2) 受領担当官は、前号の規定により秘密等物件を受領したときは、直ちに、委託先が作成する受領書等と引き替えに当該秘密等物件を委託先に引き渡すものとする。
- (3) 前項第3号の規定により指定された送達担当官は、外国政府職員に秘密等物件を送達する場合は、委託先の秘密等取扱者と共に送達場所に赴き、送達する秘密等物件に相違がないことを確認の上、外国政府職員にこれを送達するものとする。

5 その他

受領担当官及び送達担当官は、秘密等物件の受領、引渡し及び送達に当たっては、あらかじめ、外国政府職員、委託先その他必要な関係先と十分に調整するとともに、秘密等物件の厳格な取扱いについて、委託先の秘密等取扱者を指導、監督するものとする。

受領担当官指定書

所 属	
官職及び氏名	
取り扱える秘密等の 種類及び範囲	
調達要求番号	
契約品名	
受領する秘密等物件の 名称及び数量	

上記のとおり指定する。

令和 年 月 日

(契約締結者等)

官 職
氏 名

注：1 取り扱える秘密等の種類（秘密、装備品等秘密、特別防衛秘密、特定特別防衛秘密及び特定秘密の別をいう。）及び範囲欄には、次の例により記載する。

【記載例】

- ・秘密 委託先が取り扱う秘密文書等の保全検査に必要な範囲
- ・装備品等秘密 委託先が取り扱う秘密文書等の保全検査に必要な範囲
- ・特定特別防衛秘密（極秘） イーゼス武器システム
- ・特定秘密 18-201412-198-1 チ a-009（指定の整理番号）

2 調達要求番号欄及び契約品名欄には、受領する秘密等物件に係る契約の調達要求番号欄及び契約品名を記載する。

送達担当官指定書

所 属	
官職及び氏名	
取り扱える秘密等の 種類及び範囲	
調達要求番号	
契約品名	
送達する秘密等物件の 名称及び数量	

上記のとおり指定する。

令和 年 月 日

(契約締結者等)

官 職
氏 名

注：1 取り扱える秘密等の種類（秘密、特別防衛秘密、特定特別防衛秘密及び特定秘密の別をいう。）及び範囲欄には、次の例により記載する。

【記載例】

- ・秘密 委託先が取り扱う秘密文書等の保全検査に必要な範囲
- ・装備品等秘密 委託先が取り扱う秘密文書等の保全検査に必要な範囲
- ・特定特別防衛秘密（極秘） イーゼス武器システム
- ・特定秘密 18-201412-198-1 チ a-009（指定の整理番号）

2 調達要求番号欄及び契約品名欄には、送達する秘密等物件に係る契約の調達要求番号欄及び契約品名を記載する。